記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町六〇七番地

あがつま農業協同組合

代表理事理事長　唐澤脩一郎

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月二十八日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第九グループ及び業務部業務第九グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県沼田市東原新町一九四〇番地一

利根沼田農業協同組合

代表理事組合長　嶋本　暢一

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月三十一日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第十グループ及び業務部業務第十グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県みどり市笠懸町鹿二三五番地二

新田みどり農業協同組合

代表理事会長　橋場　正和

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月三十日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第十一グループ及び業務部業務第十一グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県太田市新野町三二〇番一

太田市農業協同組合

代表理事組合長　菊地　浅美

事業の一部譲受け公告

当組合は、平成二十三年三月三十一日開催の理事会におきまして、行政庁の認可を条件として、平成二十三年八月二十日をもって群馬県信用農業協同組合連合会（群馬県前橋市亀里町一三一〇番地）からの信用事業の一部譲受け（融資部融資第十二グループ及び業務部業務第十二グループの業務）を決議いたしました。

つきましては、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第二項並びに第三項の規定により公告いたします。

なお、当組合は、農業協同組合法第五十条の三第一項の規定により、総代会の議決を経ずに信用事業の一部譲受けを決議しております。

記

一、この決議に反対する正組合員は、本公告掲載の翌日から起算して二週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。

二、この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から起算して一箇月以内にその旨をお申し出ください。

三、農業協同組合法第五十条の二第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、主たる事務所に備え置いております。

以　上

平成二十三年四月一日

群馬県館林市赤生田町八四七番地

邑楽館林農業協同組合

代表理事組合長　小池　清

任意清算公告

当社は、平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしました。ついては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年四月一日

岐阜市如月町一丁目一五番地

合名会社丸和鋳造所

代表社員　坂口　和

第40期決算公告

平成23年4月1日

岩手県八幡平市大更第47地割34番地2

株式会社南部富士カントリークラブ

代表取締役　森澤　寿夫

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,115
	固定資産	713,972
	合計	798,088
負純資産債及の部び	流動負債	106,805
	固定負債	1,159,571
	株主資本	△468,288
	資本金	83,000
	利剰余金	△551,288
	その他利益剰余金	△551,288
	（うち当期純利益）	(4,739)
	合計	798,088

第7期決算公告

平成23年4月1日

岩手県八幡平市大更第47地割34番地2

南部富士株式会社

代表取締役　森澤　良久

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,463
	固定資産	784,673
	合計	800,136
負純資産債及の部び	流動負債	24,047
	固定負債	171,800
	株主資本	604,288
	資本金	283,011
	剰余金	282,926
	利益剰余金	38,350
	その他利益剰余金	38,350
	（うち当期純利益）	(4,244)
	合計	800,136

第18期決算公告　平成23年4月1日

北海道苫小牧市真砂町38番地5号

メルシャンフィードミル株式会社

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,960,401
	固定資産	920,795
	合計	2,881,196
負純資産債及の部び	流動負債	1,456,456
	固定負債	340,951
	株主資本	1,083,790
	資本金	50,000
	剰余金	551,389
	その他資本剰余金	551,389
	利益剰余金	482,401
	その他利益剰余金	482,401
	（当期純利益）	(338,119)
	合計	2,881,196